

歴史的公文書等の移管について

平成 19 年 12 月 14 日
内 閣 府

(1) 移管事務の流れ

6 月 主管課長会議 [各行政機関に移管対象文書を照会]

10 月末 各行政機関から移管対象文書の申出 (下表 B)

11 月～ 上記申出分に加え、国立公文書館に移管することが適当
翌年 2 月 と考えられる文書(下表 C) に関して各行政機関と協議
(協議結果 = 下表 D)

3 月 移管計画を決定

4 月～ 移管開始

(2) 移管実績等の推移

年 度 (注 1)	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
保存期限到来ファイル数 (A)	1,058,550	884,863	1,091,397	1,064,124
府省からの申出ファイル数 (B)	6,298	4,433	6,934	4,970
国立公文書館からの照会ファイル数 (C)	6,447	13,428	11,237	5,463
照会に対する移管ファイル数 (D)	517	669	788	572
移管ファイル数 (B + D)	6,815	5,102	7,722	5,542
全体の移管率((B + D) ÷ A × 100)	0.6%	0.6%	0.7%	0.5%

注 1 : 対象となるファイルについて保存期限が到来した年度を示す。

注 2 : 民事判決原本の移管を除く。

注 3 : 平成 17 年度以降は上記の他に、移管基準の改定で新たに移管対象となった広報資料等も移管されている。